

行動計画

従業員の働き方を見直し、特に女性従業員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年12月1日～令和4年11月30日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 令和元年12月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和2年 1月～ 制度の関するパンフレットを用意し従業員に周知する。

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

＜対策＞

- 令和元年12月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和2年10月～ 相談窓口の設置について従業員への周知